

## 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書

コロナ禍において、保育所等の重要性は広く認識され、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるためには、現在の保育所の子ども一人当たりの面積基準と年齢別の保育士の配置基準を引き上げる必要がある。

保育所の面積基準の弾力的な運用で、待機児童の多い地域では定員を超えて児童を受け入れ、待機児童の減少が実現した。

一方で、コロナ禍による密を避けなければならず、感染予防等で保育士の負担は大きい。また、保育士一人当たりが保育する子どもの数の基準は、国際的にみても低い基準である。文部科学省の2021年度公立小学校の1学級当たりの平均児童数は22.7人となっている。

しかし、幼児を長時間生活する保育所等は、4・5歳児30人に1人の保育士配置基準で、基準制定以来70年以上見直しがされていない。

0歳児は3人に1人、1・2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人が保育士の配置基準である。

令和3年度に実施された厚生労働省の調査によると、保育士の年収は平均約382万円、国税庁が調査した令和2年度時点の民間平均給与は約433万円で、専門職でありながら民間給与を比較すると50万円ほど低い。

本年4月「子ども家庭庁」を創設し、子ども関連施策の充実、推進をめざすという。

コロナ禍での保育環境の改善、職員の処遇改善を進めるために、国においては必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く求める。

### 記

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先

内閣総理大臣 参議院議長 衆議院議長 財務大臣 厚生労働大臣  
文部科学大臣 内閣特命担当大臣